

## 屋外広告物等安全点検報告書 (屋上広告物)

〇〇年〇〇月〇〇日

(報告先) 茨木市長

〒〇〇〇-〇〇〇〇  
報告者 住所 〇〇市〇〇町1-1-1  
(広告物等の所有者等)  
氏名 株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇  
(法人その他の団体にあっては、  
所在地、名称及び代表者の氏名)  
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

茨木市屋外広告物条例第19条の規定により行った点検の結果は、次のとおりです。

## 1 広告物等の概要

- (1) 表示 (設置) 場所 茨木市〇〇町2-2-2  
(2) 表示 (設置) 設置年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日  
(3) 前回許可年月日及び許可番号 〇〇年 〇〇月 〇〇日 茨木市指令都第〇〇号

## 2 点検結果

点検日 〇〇年〇〇月〇〇日

注) 点検日は、許可の申請前3か月以内とする。

区分 (点検箇所)	点検項目	異常の有無			特記事項
基礎部分・根巻き	ひび、盛り上がり変形、防水層の裂傷等	有	経過観察	無	
アンカーボルト	ボルト・ナット等の錆び・腐食・劣化・欠落	有	経過観察	無	
	ボルトのぐらつき、ナット等の緩み	有	経過観察	無	ナットの緩みが見られたため締めなおした
支柱・鉄骨構造部	錆び、腐食、劣化、変形、傾き、内部の水の溜り	有	経過観察	無	錆びあり。ただし浸食なしのため経過観察
本体接合部	錆び、腐食、劣化、変形 ボルト・ナット等の緩み・錆び・腐食・劣化・欠落	有	経過観察	無	異常が「有」となっているもので、老朽化等の程度によって禁止広告物 (茨木市屋外広告物ガイドラインP34参照) に該当するものは掲出の許可ができないことがあります。禁止広告物に該当する場合は、必要な修繕等を行った上で掲出の申請をしてください。
表示面板	錆び、腐食、劣化、変形、破損	有	経過観察	無	
	仕上げフィルム、塗装の劣化	有	経過観察	無	
額縁 (外周部分)	板金の錆び・腐食・劣化・変形	有	経過観察	無	
	ビスの緩み・錆び・腐食・劣化・欠落	有	経過観察	無	
電材	機具の耐用年数の著しい超過、コードの劣化・断線、分電盤・タイマー等の動作状況	有	経過観察	無	
電材突出し部材	取付け部の錆び・ぐらつき・変形、ビスの緩み	有	経過観察	無	劣化が進行している次回までに交換が必要
附属部材	タラップの腐食・劣化、鳥よけ具の破損・変形 その他附属品の劣化等	有	経過観察	無	

上記の点検結果は、事実に相違ありません。

管理者 住所 〇〇市〇〇町3-3-3

氏名 株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇

点検者 住所 〇〇市〇〇町4-4-4

氏名 〇〇 〇〇

点検者が該当する資格等にチェックしてください。

- 屋外広告士  
 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第44条第2項に規定する技能検定のうち、1級広告美術仕上げに合格した者  
 屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技術講習の修了者

資格等を証明する書類の写しを添付してください。